

保健管理センターにおける個人情報保護について

平成18年2月1日(平成30年3月29日改訂)
鳥取大学保健管理センター運営委員会

保健管理センターでは、疾病を予防し健康の保持増進を行うために、利用者の方々の個人情報を利用し、その取り扱いについては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省)に基づき、細心の注意を払っております。

保健管理センターにおける個人情報の取り扱いについて、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なくご指摘下さい。

I. 個人情報に関する利用目的

1. 健康診断結果、診療、健康相談により得られた情報

- 1) 保健管理センターにおける診療、健康相談等のサービスの提供
 - 2) 健康診断証明書および健康に関する各種証明書の発行
 - 3) 医療機関への紹介、医療機関からの紹介への回答、ご家族への連絡・病状説明
 - 4) 専門家の意見、助言を求める場合
 - 5) 心身の健康維持のため、人的・物的連携が必要な場合
 - 6) 他者の権利を侵害する行為や他者に危害を加える可能性が高いと判断される場合
 - 7) 緊急性を要する場合
 - 8) 疾病発症予防、健康管理
 - 9) 作業管理、労働環境改善
- (上記事項3)、4)、5)、6)、7) については、本人の同意または健康を守る上で医療上必要と認めた場合に限る)

2. 法令上必要な届け出

学校保健法、結核予防法、感染症予防法、労働安全衛生法、放射線障害予防法等に基づく届け出の必要なもの

3. 安全衛生活動により得られた情報

健康障害の予防、作業管理、労働環境改善

4. その他

- 1) 保健管理センター業務の維持、改善のための基礎資料
- 2) 個人を特定しない集計等による公衆衛生学的研究
- 3) 診療、健康相談、カウンセリング等の質向上を目的とした事例検討・研究
(本人のプライバシーに充分配慮し、個人を特定できない形をとります)

4) 外部監査機関への届け出

II. 個人情報の利用及び第三者への提供

保健管理センターは、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報の利用、又は第三者への提供を行わない。但し、以下の1～4を例外とする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
3. 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関、独立行政法人又は地方公共団体又はその委託を受けたものが行なう事業に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

III. 個人情報に関する秘密の保持

保健管理センターの全ての職員は、個人情報に関して適正に秘密を保持する。

IV. 個人情報の管理

保健管理センター所長は、個人情報の漏洩・減失・毀損の防止等、個人情報の安全管理のために、人的・組織的・技術的な安全管理措置を厳重に講ずる。

付記

1. 上記の個人情報利用について、同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせて頂きます。
2. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
3. 上記事項以外の目的で利用する場合には、別途、個別の了解を取得します。